



平成28年12月16日

各 位

会 社 名 クミアイ化学工業株式会社
代 表 者 取 締 役 社 長 小池好智
(コード番号 4996 東証第1部)
問 合 せ 先 常務取締役総務部長 高木 誠
(TEL. 03-3822-5036)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年1月27日開催予定の第68回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 変更の理由

(1) 平成29年5月1日に予定しているイハラケミカル工業株式会社との合併に伴い、以下の項目を追加するものであります。

①事業領域の拡大のため目的事項（現行定款第2条）の追加及び変更を行う。

②現行定款第30条（社外取締役との間の責任限定契約）及び第38条（社外監査役との間の責任限定契約）について、それぞれ取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することが出来る旨を追加すること並びに責任限定契約を締結できる範囲を拡充する。

③中間配当制度を導入する。（新設）

(2) 上記の他、規定の削除及び表現の修正並びに必要な条数の変更等、全般にわたって所要の変更や整理を行うものであります。

なお、変更案第28条の（取締役の責任免除）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成29年1月27日

定款変更の効力発生予定日 平成29年1月27日

以 上

(別 紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 農薬、医薬品、農業用資材、化粧品、動物用医薬品、<u>動物飼料添加剤</u>、及び食品添加物を除くその他の化学工業品の製造及び輸出、輸入ならびに販売。</p> <p>〈 新設 〉</p> <p>(2) 種苗、花卉の生産及び輸出、輸入ならびに販売。</p> <p>(3) 食品を除くバイオテクノロジーによる製品の製造及び輸出、輸入ならびに販売。</p> <p>(4) 環境計量測定及び化学物質の分析、測定、解析などに関する業務。</p> <p>〈 新設 〉</p> <p>(5) 不動産の賃貸借及び管理。</p> <p>(6) 発電及び電気の販売・供給に関する業務。</p> <p>(7) 前各号に附帯関連する一切の事業。</p> <p>(8) 他会社に対する投資又は会社設立の発起人となること。</p> <p>第3条～第8条 (省略)</p>	<p>第1条 (現行通り)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 農薬、<u>肥料、飼料</u>、<u>医薬品</u>、農業用資材、化粧品、動物用医薬品、<u>医薬部外品、飼料添加物</u>、及び食品添加物を除くその他の化学工業品の製造及び輸出、輸入ならびに販売。</p> <p>(2) <u>第1号の製造に必要な機材の製造及び輸出、輸入ならびに販売。</u></p> <p>(3) 種苗、花卉の生産及び輸出、輸入ならびに販売。</p> <p>(4) 食品を除くバイオテクノロジーによる製品の製造及び輸出、輸入ならびに販売。</p> <p>(5) 環境計量測定及び化学物質の分析、測定、解析などに関する業務。</p> <p>(6) <u>総合建設業</u></p> <p>(7) 不動産の賃貸借及び管理。</p> <p>(8) 発電及び電気の販売・供給に関する業務。</p> <p>(9) 前各号に附帯関連する一切の事業。</p> <p>(10) <u>他会社に対する投資又は会社設立の発起人となること。</u></p> <p>第3条～第8条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第9条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の本会社の株式を売渡すよう本会社に請求することができる。<u>但し、本会社が当該請求により売渡すべき数の自己株式を有しないときは、その限りではない。</u></p> <p>第10条～第12条 (省略)</p> <p>(株主の届出)</p> <p>第13条 株主、登録株式質権者又はその法定代理人は、<u>その住所氏名及び印鑑を本会社所定の株主名簿管理人に届け出なければならない。</u></p> <p>2. <u>前項に掲げた者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所を定めて届け出なければならない。</u></p> <p>3. <u>前1, 2項に定める届け出事項に変更を生じたときは、変更される事項を届け出なければならない。届け出をなさないために生じた損害については、本会社はその責に任じない。</u></p> <p>第14条 (省略)</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第15条 本会社の定時株主総会は、毎年1月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。</p> <p>2. 株主総会開催の場所は、本店所在地又は静岡市とし、開催の都度取締役会において決定する。</p>	<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第9条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の本会社の株式を売渡すよう本会社に請求することができる。</p> <p>第10条～第12条 (現行通り)</p> <p>< 削除 ></p> <p>第13条 (現行通り)</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第14条 本会社の定時株主総会は、毎年1月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時招集する。</p> <p>2. 株主総会開催の場所は、本店所在地又は静岡県とし、開催の都度取締役会において決定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>第17条～第25条 (省略)</p> <p>(<u>取締役会の権限</u>)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、会社の営業方針その他の重要事項を決定する。</u></p> <p>第27条～第29条 (省略)</p> <p>(<u>社外取締役との間の責任限定契約</u>)</p> <p>第30条 < 新設 ></p> <p>本会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第31条～第37条 (省略)</p>	<p>(招集権者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>第16条～第24条 (現行通り)</p> <p>< 削除 ></p> <p>第25条～第27条 (現行通り)</p> <p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第28条 <u>本会社は、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議により免除することができる。</u></p> <p>2. 本会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法第 423 条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第29条～第35条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外監査役との間の責任限定契約)</p> <p>第38条 < 新設 ></p> <p>本公司は、会社法第 427 条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第39条～第40条 (省略)</p> <p>< 新設 ></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 <u>本公司は、会社法第 426 条第1項の規定により、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議により免除することができる。</u></p> <p>2. 本公司は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、<u>会社法第 423 条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第38条 (現行通り)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 <u>本公司は、取締役会の決議により、毎年4月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>

以 上